

平成 28 年度建設工事入札参加資格審査申請要領（追加受付）

琴平町へ建設工事の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、経営事項審査（審査基準日（＝決算日）が平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の間のもの。ただし、県外業者は、平成 26 年 9 月 1 日～27 年 8 月 31 日の間のもの。）を受審の上、この要領に従い申請してください。

注 意 事 項

- 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していない方は、審査を受けることができません。（審査基準日以降に保険に加入された方は別途確認書類を提出していただきます。）
- この要領において、主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、主たる営業所が香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」といいます。
※営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。
- 入札参加資格の有効期間は、**1年間（平成28年4月1日～平成29年3月31日）**です。
※経営事項審査終了報告書
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期限は審査基準日（決算日）から1年7ヶ月です。申請後も次期の決算に基づく経営事項審査を受審し、通知書を受け取った時は、別紙『経営事項審査終了報告書』に通知書のコピーを添えて直ちに提出（郵送可）してください。未受審若しくは未送付のため通知書の有効期限切れとなった者は、入札に参加できませんのでご注意ください。
- 受付期間内で持参あるいは郵送（**郵送の場合は受付期間内の消印有効**）にて受付いたします。郵送の場合で、受付済票が必要な業者は、必ず「ハガキ」か「切手を貼付した返信用封筒」を同封して下さい。
- 黒のインク又はボールペンを用いて楷書で正確に記入すること。ただし、記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可とします。
※鉛筆での記入は不可としますが、鉛筆書きしたものをコピーしたものは可とします。
- 提出先は、総務課（管財係）において受付します。（総務課 管財係へ1部提出）
- 年度途中において、新設設立した支店・営業所への委任先変更は受付できません。次回の申請受付時期での新規申請となりますので、あらかじめご了承ください。

申請方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 P

提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 P～4 P

完納証明書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 P

社会保険等への加入について・・・・・・・・・・6 P

琴平町入札参加資格者名簿は平成28年4月1日以降、琴平町ホームページ上に掲載いたします。

申請方法等

1 提出方法

※申請書類を記入の上、次の審査日に提出書類をファイルに綴じて持参あるいは郵送して提出してください。 **※電子申請は行っていません。**

2 審査日時・場所

- ・受付時間を厳守してください。 **(受付時間外の申請については、審査を行いません。)**
- ・郵送の場合、**消印が受付期間外の場合は審査いたしません**ので、必ず下記受付期間内で郵送して下さい。
- ・ **FAXの利用はできません**ので、書類に不備がないか事前に十分ご確認ください。

審査日時（閉庁日を除く。）	審査場所
平成28年1月12日（火）～1月22日（金） 午前 9時30分 ～ 11時00分 午後 1時30分 ～ 3時30分	琴平町役場 2階 総務課 (仲多度郡琴平町榎井817-10)

3 ファイルの有無

有無	有
ファイル	フラットファイル（ピンク系、赤色等。A4判）
提出部数	1部
綴り方	<ul style="list-style-type: none">・ 「5 提出書類」に掲げる順番に綴じ込む。・ コピーで提出できる書類は、必ずA4判に統一。・ 原本で提出する書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付。大きい場合は折り込み。・ ファイルの背表紙下段に、商号を記載。

4 問い合わせ先


琴平町役場 総務課（管財係）

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10 TEL 0877-75-6700

5 提出書類 (コピーで提出する書類は、必ずA4判に統一すること。)

※ 建設工事入札参加資格審査申請カードは、全業者必要です。

番号	区分		提出書類	注意事項
綴り順	県内業者	県外業者	(◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの) 赤字・・・琴平町の指定様式(原本提出)	
	◎	◎	建設工事入札参加資格審査申請カード	ファイルに綴じずに一番表にクリップで止める
①	◎	◎	<p>(Ⅰ) 申請する業種の全てについて、 が建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を本店・本社が行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事入札参加資格審査申請書 ・申請業種等調書 <hr/> <p>(Ⅱ) 申請する業種の全部又は一部について、 建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所等に委任する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事入札参加資格審査申請書 ・申請営業所調書 ・申請業種等調書 ・委任状 	<ul style="list-style-type: none"> ・記入例を参照し、作成してください。 ・同一申請業種について、<u>営業所(本社を含む。)間の重複は認められません。</u> ×例1 大阪支店 土木一式, 高松支店 土木一式 ×例2 本社 造園, 高松営業所 造園 ・申請営業所は、主たる営業所を含め、<u>2箇所</u>までとします。
②	◎	◎	<p>・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書</p> <p>国土交通大臣 審査基準日が平成26年9月1日～平成27年8月31日のもの</p> <p>香川県知事 審査基準日が平成26年10月1日～平成27年9月30日のもの</p> <p>※この期間中に審査基準日が2以上ある場合は、<u>最新のものを提出</u></p>	<p>・申請日に間に合わない場合は、以下の書類のコピーを提出し、左記通知書が交付されしだい、そのコピーを追加提出。</p> <p>(1)経営規模等評価申請書・総合評定請求書 (2)工事種類別完成工事高(別紙1)</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><u>平成28年3月27日(金)までに結果通知書を提出してください(郵送可・必着)。</u> <u>期限までに提出がない場合、入札参加資格は無効となります。</u></p>
③	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可証明書 	<p>許可の有効期間を経過し、申請日において、許可更新中である者は、受付印のある建設業許可申請書の写しを提出してください。</p> <p><u>申請日前3ヵ月以内</u>に発行されたものに限る。</p>

④	△	△	・建設業許可申請書及び同申請書別紙 (営業所一覧)	県内営業所を確認のため。 本店以外に営業所がない場合には、提出不要
⑤	◎	◎	・納税証明書等	5 ページ「6. 必要な納税証明書等」を参照
⑥	◎	×	・特別徴収実施確認書 (特別徴収開始宣誓書)	本町の指定様式はありますが、他市町の様式でも可 ※申請日直前3ヶ月以内のもの
⑦	◎	×	・技術職員名簿(経営規模等評価申請書・総合評価請求書の別紙二)	直近(②の審査基準日時点)のもの
⑧	◎	◎	・工事経歴書(建設業法施行規則様式第二号の二)	申請日直前の2期分
⑨	△	△	・財団法人道路保全技術センターが発行する舗装施工管理技術者資格者証又は合格通知書 ・当該資格者の雇用の確認ができる書類を提示 健康保険被保険者証/標準報酬決定通知書/被保険者資格取得届/住民税特別徴収税額の通知書など	ほ装を申請する者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、平成26年12月1日現在の有資格者(試験に合格した者を含む。)がいる場合のみ提出 (土木施工管理技士とは別の資格です。)
⑩	◎	×	・貸借対照表(様式第15号、個人は様式第18号)の「Ⅱ固定資産」の部分が記載されているページ<(決算)変更届書の中にあります。> (コピー)	直近(②の審査基準日時点)のもので <u>県の審査済印があるもの</u> 県の審査済印が無い場合は②の審査基準日を含む営業年度の法人税又は所得税に係る確定申告書類一式を提示してください。
⑪	△	△	・雇用保険、健康保険、厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)への加入が確認できる書類 社会保険等に加入していない場合は、 「社会保険等加入に係る誓約書」 を提出	②の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書において、社会保険等の加入の有無で「有」又は「適用除外」となっている事業者の方は、 提出の必要がありません。 ※6 ページを参照
⑫	△	◎	・技術評価点数項目等調書	県内業者の方 ・経営事項審査受審時から、内容に変更がない場合は提出の必要がありません。 ・ほ装の業種を申請する者で、ほ装用機械の保有状況に該当がある場合は提出が必要です。
⑬	◎	◎	・誓約書	
⑭	◎	×	・営業所の写真(カラー)	申請日の直前3ヶ月以内のものに限ります。

6 必要な納税証明書等（コピー可）

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	<ul style="list-style-type: none"> 法人税（個人は所得税） 消費税及び地方消費税 	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2 ※琴平町から課税されている税目がある場合、未納の税額がない旨の証明書
県内に営業所がある業者	香川県税 (すべての税目)	未納の税額がない旨の証明書
	個人住民税	○法人 ・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」 営業所が存在する県内の市町のもの（当該市町に居住する従業員がいない場合は、従業員がもっとも多く居住する県内市町のもの） ○個人 ・「特別徴収税額の決定通知書」又は「特別徴収実施確認書」 ・「個人住民税の滞納がない旨の証明書」 ※個人事業者のみ必要な書類です。ただし、町内業者個人は、下記の琴平町税（すべての税目）に含まれるので提出不要です。） <u>平成 27 年 1 月 1 日現在</u> の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。 特別徴収を行っていない業者は、特別徴収開始誓約書（2部）を税務課に提出し、1部に確認印を得た旨の特別徴収開始誓約書を添付して下さい。 <u>琴平町で確認印を受ける場合、指定様式がありますので、そちらをご利用下さい。</u>
琴平町内に営業所がある業者	琴平町税 (すべての税目)	未納の税額がない旨の証明書

<備考>

- 1) 県税の納税証明書の発行を請求するには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。交付手数料として、1通につき 400 円の県証紙が必要です。
- 2) ※県内に営業所がある県外業者においては、県内居住地に住民登録がない従業員がいる場合も「特別徴収実施確認書」は必要ですので、県内居住地の市町税務窓口にご相談ください。
- 3) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

○納税証明書等に係るお問い合わせ（受付時間 平日 8：30～17：00）

琴平町税務課 TEL (0877) 75-6702

平成28年度琴平町建設工事指名競争入札参加資格審査における社会保険等への加入について（重要）

建設業者の社会保険未加入対策については、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と公正な競争環境の維持のための重要な課題であることから、国土交通省及び香川県の対応を踏まえ、本町において次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

琴平町建設工事指名競争入札参加資格審査に、雇用保険・健康保険及び厚生年金保険「（社会保険等）という。」の適用が除外される場合を除き、社会保険等の未加入業者又は、平成28年3月31日までに社会保険等に参加する意思がない場合、資格審査申請をすることができません。社会保険等未加入業者が資格審査申請をする場合は、「社会保険等加入に係る誓約書」を提出の上、平成28年3月31日（**必着**）までに社会保険等に参加したことがわかる領収書等（最新のもの）を速やかに提出してください。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、社会保険等の加入の有無が「有」又は「適用除外」となっている事業者の方は、書類の提出は必要ありません。